地域経済の活性化と雇用拡大を目指して

～白石市企業立地促進条例（企業立地優遇制度）を制定しました～

　当市では、企業立地の促進や地域産業の振興、地元雇用の拡大を図るため、「白石市企業立地促進条例」を制定しました。この企業立地優遇制度により、市内に工場などを立地する指定企業者に対して必要な措置を講じていきます。
　今回は、その制度の概要を市民の皆様にお知らせします。

㊐商工観光課　☎22-1321

　近年、我が国では長引く不況や経済のグローバル化により、製造業を中心に国内工場の再編や工場の海外移転などが各地で顕著となっています。
　この状況は当市においても例外ではなく、ここ数年、市内各所で事業所や工場の廃業・撤退が続いており、関連企業の経営や雇用の面で悪影響が懸念されているほか、産業の空洞化も危ぐされています（下表参照）。
　このような状況を背景に、当市ではこのたび、「白石市企業立地促進条例」を新たに制定し、当市への工場などの立地を考えている市外企業や、規模拡大を考えている既存企業のサポートを行うこととしました。
　条例では、このような企業に対して奨励金の交付や各種情報提供、工場などの用地あっせんといった優遇措置を実施することにしており、これにより、企業立地の促進や地域雇用の拡大を図っていきます。
　市では、より多くの企業がこの制度を活用して、産業や雇用といった面で地域経済を活性化してくれることを期待するとともに、福祉や環境、子育てといったさまざまな分野で各種行政施策を展開しながら、住み良いまちづくりの実現に向けて努力していきますので、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。
　なお、この条例についてもっと詳しくお知りになりたい方や、ご不明な点がある方は、商工観光課商工係（市庁舎2階）までお問い合わせください。

●市内事業所数などの推移

	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成16年
事業所数	2,238	2,201	2,132	2,003	1,907
従業者数	16,603人	17,749人	18,002人	17,072人	14,410人
うち製造業事業所数	259	253	215	177	171
製造業従業者数	5,423人	5,928人	5,510人	5,324人	4,626人

資料：事業所・企業統計調査
※平成16年は簡易調査（民営事業所のみ調査対象）結果です。

●条例制定から期待される効果

●条例の規定している主な優遇措置

各種奨励金

企業立地奨励金
対象企業者（指定企業者）が市内に工場などの新設または増設に要した投下固定資産に係る固定資産税・都市計画税に相当する額を交付します。

企業立地用地取得奨励金
対象企業者（指定企業者）が市内に工場などの新設または増設に伴って取得した事業用地の取得価額の一部を交付します。

企業立地雇用促進奨励金
対象企業者（指定企業者）が市内に工場などの新設または増設に伴って採用した新規学卒常用雇用者（ただし、市内に住所がある者に限ります）一人につき一定額を交付します。

そのほかの支援

1. 企業立地に関する情報提供
2. 工場などの用地あっせん
3. 従業員の確保に関する協力

●企業立地優遇制度の概要

区分	企業立地奨励金	企業立地用地取得奨励金	企業立地雇用促進奨励金
対象企業者（指定企業者）	市内に工場などを新設または増設する企業者 ※奨励金交付要件を満たし、市長が認めた場合に指定企業者として指定します。		
奨励金交付要件	●共通要件のほか、各奨励金の交付要件に該当することが必要です。 （各奨励金共通要件） ①市内において製造業（製造業に係る研究を含む）、情報通信業のうち情報サービス業、運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業およびこん包業、卸売・小売業のうち卸売業全般などを営むためのものであること。 ②事業開始時の新規常用雇用者が10人以上であり、うち５人以上は市内に住所を有する者であること。		
	③同一年における直接事業用に供するための投下固定資産のうち、家屋に係る取得価額が2,500万円以上であること。	④直接事業用に供するため3,000㎡（中小企業者は1,500㎡）以上の土地を取得する場合で、かつ建築面積においては1,000㎡（中小企業者は500㎡）以上の工場などを建設する場合であること。 ⑤事業開始までの期間が、④に定める土地取得後３年未満であること。	⑥④の要件に該当すること。 ⑦指定企業者が事業開始から３年までの間に、市内に住所を有する者のうち、新規学卒常用雇用者として雇用し、引き続き１年以上雇用していること。
交付金額	ＡとＢの合計額。 Ａ．投下固定資産のうち家屋に対して課された固定資産税・都市計画税相当額。 Ｂ．投下固定資産のうち土地については、新設を行った工場などの家屋の建築面積（１階部分の床面積に限る）に対して課された固定資産税・都市計画税相当額。 ※工場などを建て替えた場合は、新・旧工場それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の差額相当額。	用地取得価額の10％	新規学卒常用雇用者１人につき10万円
交付限度額	なし	１億円	なし
交付対象期間など	３年間	１回	３年間 ※新規学卒常用雇用者１人につき１回となります。

※新規学卒常用雇用者…高校、大学、専修学校などを卒業してから採用までの期間が１年に満たない者

●優遇措置を受けるには、指定企業者申請書を事業開始の１カ月前までに提出する必要があります。